

京都市契約事務規則第28条の11の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

平成30年11月14日

京都市長 門川 大作

[掲載順序]

- 1 業務の名称及び数量
  - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - 3 契約の相手方を決定した日
  - 4 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
  - 5 契約金額
  - 6 契約の相手方を決定した手続
  - 7 随意契約によることとした理由
- 
- 1 大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
  - 2 京都市総合企画局情報化推進室  
京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2
  - 3 平成30年9月21日
  - 4 株式会社D T S  
東京都中央区八丁堀2-23-1 エンパイヤビル
  - 5 66,018,240円
  - 6 随意契約
  - 7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第2号該当
- 
- 1 大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）平成30年度追付改修作業業務委託
  - 2 京都市総合企画局情報化推進室  
京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

- 3 平成30年10月30日
- 4 株式会社アルバス  
京都市右京区西院坤町53番地
- 5 31,903,200円
- 6 随意契約
- 7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第2号該当

(総合企画局情報化推進室)